

# 令和5年度

## 登録販売者生涯学習研修実施要項

一般社団法人新潟県医薬品登録販売者協会

本実施要項は、「厚生労働省『登録販売者の資質向上のための外部研修に関するガイドライン』に準拠するよう作成した。

### 実施要項目次

1. 登録販売者生涯学習研修制度の目的	1
2. 歴史(全薬協、新潟県医薬品登録販売者協会の研修実績)と今後の方針	1
3. 研修の実施内容等について	1
【企画運営】	1
【共催団体】	1
【受講対象者】	1
【研修の内容】	2
【研修時間】	2
【受講料】	2
【実施形式】	2
【講師】	2
【確認テスト】	2
【後援名義申請】	2
4. 情報の公開	3
5. 受講確認と報告について	3
6. 研修実施記録の保存	3

## 1. 登録販売者生涯学習研修制度の目的

一般社団法人新潟県医薬品登録販売者協会(以下、新潟県医薬品登録販売者協会という)は、登録販売者の職能の向上を図ること、また、登録販売者が専門家として「一般用医薬品の適正販売等」の成果を上げ、公衆衛生の向上に寄与できるように、登録販売者が行うべき学習の支援を目的として、この実施要項に基づき、登録販売者の資質向上のための生涯学習研修(以下、「生涯学習研修」という)を実施する。

なお、本実施要項は、平成24年3月26日付け薬食総発0326号第2号厚生労働省医薬食品局総務課長通知『登録販売者の資質の向上に関する外部研修ガイドライン』に準拠するよう作成した。

## 2. 歴史(全薬協、新潟県医薬品登録販売者協会の研修実績)と今後の方針

全薬協生涯学習研修は、社団法人全日本薬種商協会が全国の都道府県薬種商協会と連携し、厚生労働省の後援のもと、平成16年度から「薬種商生涯学習研修」として開始され、以後3年間は、一般用医薬品学を学習してきた。(第1次研修)年に4回、1回3時間、年度合計12時間

平成19年度から、平成21年度までの3年間は、ケースごとの適切な情報提供や相談対応を行えるような学習を積み重ねてきました。(第2次研修)年に4回、1回3時間、年度合計12時間

平成22年度からは、医薬品販売制度の大改正への対応を考慮し、購買者等からの情報収集から受診勧奨、商品選択、あるいは生活上のアドバイスまでの流れを、予め手順として総合的に学習する方針をとっている。(第3次研修)年に4回(30、31年度は3回)、1回3時間以上、年度合計12時間

これらの実績を踏まえ、令和4年度も、昨年度同様に新潟県医薬品登録販売者協会が独自で企画運営してさらに充実した内容の研修を実施する。

## 3. 研修の実施内容等について

### 【企画運営】

登録販売者生涯学習研修会は、新潟県医薬品登録販売者協会研修委員会において企画運営する。

### 【共催団体】

研修の実施にあたっては、公益社団法人新潟県薬剤師会と協議の上、共催することとする。

### 【受講対象者】

薬局、店舗販売業及び配置販売業等に従事している全ての登録販売者及び試験合格した者を対象とする。

## 【研修の内容】

- ①医薬品に共通する特性と基本的な知識
- ②人体の働きと医薬品
- ③主な一般用医薬品とその作用
- ④薬事に関する法規と制度
- ⑤一般用医薬品の適正使用と安全対策
- ⑥リスク区分等の変更があった医薬品
- ⑦店舗の管理及び区域の管理に関する事項
- ⑧その他登録販売者として求められる理念、倫理、関係法規等

## 【研修時間】

新潟県医薬品登録販売者協会研修委員会は、確認テストに配当する時間を含め、1年に4回、1日3時間以上、合計1年間に12時間以上の研修会を実施する。

## 【受講料】

年間受講料を、会員6,000円、会員及び薬剤師会員の店舗従業員9,000円、非会員12,000円とする。

## 【実施形式】

研修は、講義(集合研修)を基本とする。ただし、同一内容を複数回実施する場合、2回目以降の集合研修では、ビデオを使用することを認める。

- (1)会場は、新潟県医薬品登録販売者協会の指定した場所とする。受講者の便益を図るために、複数の会場を設営できる。
- (2)新潟県医薬品登録販売者協会研修委員会の作成した研修録画のDVD等による受講を認める。ただし、その時間数は講義(集合研修)の時間数を超えないものとする。  
なお、研修の受講状況については、講義中にランダムに発表するキーワードを確認テストに設ける指定欄へ記入することにより確認する。

## 【講師】

研修会の講師については、実施する研修内容に関する専門的な技能・知識を有し、当事業目的を達成する上で適格な者を、新潟県医薬品登録販売者協会が選任する。

## 【確認テスト】

新潟県医薬品登録販売者協会研修委員会は、講師の協力を得て、研修の指針となるとともに、受講者がその学習到達度の確認に役立ち、その後の販売業務に反映できるような「確認テスト」問題と詳細な解説を作成し、これを実施する。

確認テスト実施後、講師は解説を行い、受講生は自己採点する。間違えた問いについては、正答もあらためて記入する。

#### 【後援名義申請】

新潟県医薬品登録販売者協会は、新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課に名義使用の許可申請をするように努める。

#### 4. 情報の公開

新潟県医薬品登録販売者協会は、研修の予定、実施方法、実績等の情報を会員に連絡あるいはホームページ等で公表し、透明性を確保する。

#### 5. 受講確認と報告について

新潟県医薬品登録販売者協会研修委員会は、自己採点してある確認テスト解答用紙と引き換えに、受講者の必要事項を記入した修了証を交付し、研修会参加者の氏名、研修内容等を記録・保存する。

また、厚生労働大臣及び新潟県知事へ毎年4月末までに前年度に実施した研修の概要等を所定の方法により報告するとともに、行政の求めに応じて、研修の実施方法、実績等の情報を開示する。

#### 6. 研修実施記録の保存

新潟県登録販売者協会は、実施要項、確認テスト、日程・会場・講師名・受講者数等を記載した「研修実施記録」を6年間保存する。